最高裁判所第三小法廷平成３０年（行ツ）第７０号
平成３０年９月２５日判決

判　　決

上告人　A
同訴訟代理人弁護士　加藤寛崇　村田雄介　石坂俊雄　村田正人　福井正明　伊藤誠基　森一恵
被上告人　国
同代表者法務大臣　B
同指定代理人　C

上記当事者間の名古屋高等裁判所平成２９年（行コ）第７０号遺族基礎年金不支給処分取消等請求事件について，同裁判所が平成２９年１２月１日に言い渡した判決に対し，上告人から上告があった。よって，当裁判所は，次のとおり判決する。

主　　文

本件上告を棄却する。
上告費用は上告人の負担とする。

理　　由

上告代理人加藤寛崇，同村田雄介の上告理由について

１　上告理由のうち憲法２５条及び１４条違反をいう部分について

国民年金法（平成２４年法律第６２号による改正前のもの）３７条及び３７条の２の各規定のうち遺族基礎年金を受けることができる者を被保険者又は被保険者であった者の妻又は子とする部分が憲法２５条、１４条に違反するものでないことは，最高裁昭和３７年（オ）第１４７２号同３９年５月２７日大法廷判決・民集１８巻４号６７６頁，最高裁昭和５１年（行ツ）第３０号同５７年７月７日大法廷判決・民集３６巻７号１２３５頁の趣旨に徴して明らかである。論旨は採用することができない。

２　その余の上告理由について

論旨は理由の食違いをいうが，その前提を欠くものであって，民訴法３１２条１項及び２項に規定する事由のいずれにも該当しない。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷
裁判長裁判官　岡部喜代子　裁判官　山崎敏充　裁判官　戸倉三郎　裁判官　林景一　裁判官　宮崎裕子